

# ○ 大学設置分科会運営規則

平成十八年四月二十五日  
大学設置・学校法人審議会  
大学設置分科会決定

## (総則)

**第一条** 大学設置分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営に關し必要な事項は、大学設置・学校法人審議会令（昭和六十二年政令第三百二号）及び大学設置・学校法人審議会運営規則（平成十三年二月二十日大学設置・学校法人審議会長決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (審査会及び特別審査会)

**第二条** 分科会に、分科会長の定めるところにより、数個の審査会を置く。

**第四条** 第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。）の申請の審査に關する事項を処理する。

3 審査会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。  
4 審査会に、主査を置き、当該審査会に属する委員及び特別委員のうちから分科会長が指名する。

5 主査は、当該審査会の事務を掌理する。  
6 主査に事故があるときは、当該審査会に属する委員及び特別委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審査会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。  
8 主査は、当該審査会における審議の経過及び結果を分科会及び運営委員会に報告するものとする。

9 審査会の審議事項のうち特別の事項を審査する必要があるときは、分科会に、分科会長の定めるところにより、特別審査会を置くことができる。  
10 第三項から第八項までの規定は、特別審査会について準用する。

## (専門委員会)

**第三条** 分科会に、専門の事項を審査させるため、分科会長の定めるところにより、専攻分野に従い数個の専門委員会を置く。

2 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。  
3 専門委員会に、主査を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから分科会長が指名する。

員のうちから分科会長が指名する。

4 主査は、当該専門委員会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、当該専門委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 専門委員会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。

7 主査は、当該専門委員会における審議の結果を審査会又は特別審査会に報告するものとする。

## (運営委員会)

**第四条** 分科会に、分科会の議案を整理し、審査会相互間の調整を図り、及び分科会から特に付託された事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 分科会長及び分科会長の職務を代理する者のほか、運営委員会に属すべき委員及び特別委員は、分科会長が指名する。

3 分科会長は、運営委員会の事務を掌理する。

4 運営委員会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

**第五条** 運営委員会に、特定の事項を審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、分科会長が指名する。

3 小委員会に、主査を置き、当該小委員会に属する委員及び特別委員のうちから分科会長が指名する。

4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。

5 主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員及び特別委員のうちから主査のあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 小委員会の会議は、分科会長が招集し、主査が議長となる。

7 主査は、当該小委員会における審議の経過及び結果を運営委員会に報告するものとする。

## (議事)

**第六条** 分科会の会議の議事の採決は、挙手又は投票によって行う。

2 第二条から前条までに規定する組織は、当該組織に属する構成員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第二条から前条までに規定する組織の議事は、当該組織に属する構成員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (その他)

**第七条** この規定に定めるもののほか、分科会、審査会及び特別審査会並びに運営委員

員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、当該専門委員会の主査が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成十八年四月二十五日から施行する。

2 大学設置分科会運営規則（平成十三年二月二十日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）は、廃止する。